

JAB PD365:2016 第2版 D2 へのパブリックコメント及び処置

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	製品技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不 採用)
1.	日本能率協 会審査登録 センター品 質管理部			G	<p>第2版に基づいて認定された認証機関が、総合規則 2014 に基づいて認証した農場についての位置付けの記述がなく、不明である。</p> <p>① 認証機関の認定後の審査がサーベイランス審査の場合、例えば Basic 審査のサーベイランス審査として扱うのか、それとも新規の認証とするのか。移行審査とするのか等</p> <p>② 「総合規則 2014 に基づいて認証された農場、団体」が、認証機関の認定後の審査においても「JGAP 審査・認証」(「総合規則 2016」1.2JGAP 審査・認証のタイプ(1))を希望した場合の認定の位置付け。(「認定の無い認証」になるのか)。</p>	「総合規則 2014 に基づいて認証された農場、団体」について、認証を行った認証機関が認定された場合の、次回審査の位置付け等について記述を追加する。	× JAB PD365:2015 第1版(JGAP 総合規則 2014 を引用)に基づく認定を行った認証機関には、JAB PD365:2016 第2版発行後、同分野別指針の認定へと移行する手順を別途文書として提示する予定です。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。